

# くらしの伝言板



救急出動件数 90件  
火災出動件数 1件  
(5月末日現在)

## 人の動き → 4,840人(-1)

男 2,329人(+3) / 女 2,511人(-4)  
世帯数 2,097世帯(+1)  
5月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

### サマージャンポ宝くじ 7月14日から発売

- 1等 5億円×21本
- 前後賞 各1億円
- 2等 1,000万円×42本
- ※当選本数は発売総額 630億円・21ユニットの場合です。
- 発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)

- 抽選日 8月21日(金)
- 支払開始日 8月26日(水)

### 「サマージャンポミニ」も 同時発売

- 1等 1,000万円×80本
- ※当選本数は発売総額 240億円・8ユニットの場合です。
- この宝くじの収益金は、市町村の明るく住み良いまちづくりに使われています。

### お得です!!

### 温泉とパークゴルフ場のセット券販売中

- 料金 500円 (通常料金=パークゴルフ場1日券300円、温泉入浴券1回390円)
- 販売期間 10月31日まで (温泉保養センター休館日には販売しません)
- 販売場所 パークゴルフ場の券売機
- その他 セット券の有効期限は、購入当日限り

■ 問合せ スポーツセンター (☎ 47-2195)

### 8月に農地パトロールを実施

農地法により農地の「利用状況調査」が義務付けられていることから、農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しています。

農地の適正利用の確認と耕作放棄地・遊休農地を把握することにより優良農地の荒廃を

防ぐ目的で農業委員会の委員全員により現地調査を行うものです。

今年は、8月5日(水)にパトロールを実施しますので、農業者の皆さんのご協力をお願いします。

○ 問合せ 農業委員会事務局 (☎ 47-2204 役場2階 窓口2番)

### 川をきれいに 7月は河川愛護月間

- ・ 河川へのごみ、汚水などの投棄はやめましょう
- ・ 堤防や河川を利用してレクリエーションで楽しんだあとは、ごみを持ち帰るようにしましょう
- ・ 河川敷地を無断で占用しないようにしましょう
- ・ 河川敷地を犬の散歩などで利用する場合は、ふんの後始末をしましょう



### 町民課

☎ 47-2203

役場1階  
窓口1番

税の関係 ☎ 47-2193

### 国保税第2期の納期限は7月31日

国民健康保険税第2期の納期限は、7月31日(金)です。納期限内に必ず納めましょう。

### 納税には簡単で便利な 口座振替制度がおすすめ

町税などの納付では、手続きが簡単で便利な「口座振替制度」をご利用いただけます。

納税者の方が指定する、下記の金融機関の預金口座から自動振替しますので、大変便利です。

- 口座振替取扱金融機関
  - ・ 北見信用金庫本店、各支店
  - ・ きたみらい農業協同組合本店、各支店
  - ・ ゆうちょ銀行または郵便局

■ 申込方法  
役場または各金融機関の窓口にて「納税通知書」および「口座取引印鑑と通帳」をご持参ください。

※ ゆうちょ銀行および郵便局を希望の場合は、直接ゆうちょ銀行などの窓口で手続きしてください。

町では、コンビニ納付の導入を検討しましたが、多額のシステム改修費用がかかることや収納確認に日数を要するため、現在、導入していません。納付にあたってお困りの際は、気軽にご相談ください。

今後も納期内納付にご協力をお願いします。

### 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

児童センター「ゆめゆめ館」の電話番号が7月7日(火)から変わりますので、お知らせします。

■ 電話・FAX 番号 47-5266

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

- と き 7月8日(水)・8月12日(水)  
17時30分～20時
- と ころ 町民課窓口

### 省エネ改修住宅の固定資産税を減額

平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により、完了した翌年度1年分限り120㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

なお、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工事による固定資産税の減額措置との重複適用はできません。

1. 対象となる改修工事 (次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもので床面積が50㎡以上280㎡以下であるもの)

- 窓の断熱性を高める改修工事 (必須)
- 床の断熱性を高める改修工事
- 天井の断熱性を高める改修工事
- 壁の断熱性を高める改修工事

### 2. 申請の手続き

改修工事を終了後、原則として3か月以内に関係書類を添付して町民課資産税係に提出してください。

### 【関係書類】

○ 改修工事に要した費用の領収書の写し (当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの)

○ 熱損失防止改修工事証明書

■ 問合せ 町民課資産税係